

## 子育て世帯 のリフォーム支援

- ・ **持ち家型**  
18歳以下の子供2人以上と同居する親子世帯を支援します！
- ・ **中古住宅購入型** (築後10年経過した空き家)  
18歳以下の子供と同居する親子世帯を支援します！

## 移住世帯 のリフォーム支援

- ・ **定着回帰型**  
実家に戻る移住世帯等を支援します！
- ・ **中古住宅購入型** (築後10年経過した空き家)  
中古住宅を購入した移住世帯を支援します！

## 災害復旧工事の支援

自然災害で被害を受けた住宅の復旧工事を支援します



補助金の申請は、一の住宅につき**原則一回限り**です

詳しくは要綱をご覧ください

【子育て世帯(持ち家型)、移住・定住世帯(定着回帰型)】

過去に県のリフォーム事業で交付を受けた補助金額が上限額に達していない場合、ご利用いただけます。

【災害復旧(持ち家)】

過去に補助金を受けた方もご利用できます。

**予算がなくなり次第、終了します。**

	子育て世帯		移住・定住世帯		災害復旧
	持ち家型	中古住宅購入型	定着回帰型	中古住宅購入型	持ち家
対象者	18歳以下の子2人以上と同居している親子世帯	18歳以下の子と同居している親子世帯	県外から県内に住所を移動しようとする方*1を含む世帯等		被災住宅の所有者等
対象工事等	リフォーム・増改築工事など 住宅の状況調査				自然災害に伴う復旧工事
	令和2年4月1日以降に工事が完了するもの 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結するもの 補助対象工事費が50万円以上(消費税含む)				
補助額	補助対象額の <b>20%</b> 上限 <b>40万円</b>	補助対象額の <b>30%</b> 上限 <b>60万円</b>	補助対象額の <b>20%</b> 上限 <b>40万円</b>	補助対象額の <b>30%</b> 上限 <b>60万円</b> 住宅の状況調査 上限 <b>10万円</b>	補助対象額の <b>10%</b> 上限 <b>8万円</b>
対象住宅	一戸建て住宅(併用住宅の場合は、住宅部分が1/2以上の住宅) ※持ち家型、定着回帰型の場合はマンション等の共同住宅(専有部分のみ)を含む				
対象外工事	① 公共工事の施行に伴う補償費の対象となる工事 ② 門・塀等、いわゆる外構工事(補助対象工事に関わる工事を除く) ③ 住宅用太陽光発電システムの設置工事 ④ 他の補助制度を利用し、その制度で重複計上が認められてない工事 ⑤ その他、補助金の交付が適当でないと思われる工事*2				

※1 県内に住所を移動した日が、工事契約日(中古住宅購入型は対象住宅の取得日)から起算して3年以内の方を含みます。Aターン移住者の場合、在学期間を除いて3年を超えて県外に居住していた方が対象となります。

※2 補助対象世帯の居住環境の向上に資する工事が補助の対象となります。(災害復旧(持ち家)を除く)

**必要な書類** ※様式は美の国あきたネット(県HP)に掲載しています。

## 補助金の交付を申請するとき(補助金の交付申請は工事に着手する前にお願いします。)

共通	・ 工事請負契約書又は請書の写し
	・ 工事内訳明細書の写し
	・ 補助対象工事を行う住宅の外観全景及び工事部分の着手前の写真
	・ 併用住宅の場合、住宅の延べ面積が1/2以上(住宅用車庫、物置の面積を除く)であることがわかる図面
	・ 建築基準法第6条の規定による確認が必要な場合は確認済証の写し
子育て世帯 (持ち家型)	・ 補助金交付申請書(様式第1-1号)
	・ 住民票謄本又は戸籍謄本(続柄が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの)
子育て世帯 (中古住宅購入型)	・ 補助金交付申請書(様式第1-2号)
	・ 住民票謄本又は戸籍謄本(続柄が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの)
	・ 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書)
	・ 購入した住宅の売買契約書の写し
移住・定住世帯 (定着回帰型)	・ 補助金交付申請書(様式第1-3号)
	・ 住民票謄本又は戸籍の附票(県外居住時の住所が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの)
	・ 申請者が移住者(配偶者)の親又は子である場合は、申請者と移住者(配偶者)との親子関係が確認できる戸籍謄本(申請日前3ヶ月以内に発行のもの)
移住・定住世帯 (中古住宅購入型)	・ 補助金交付申請書(様式第1-4号)
	・ 住民票謄本又は戸籍の附票(県外居住時の住所が記載された申請日前3ヶ月以内に発行のもの)
	・ 建物の不動産登記簿謄本(登記事項証明書)
	・ 購入した住宅の売買契約書の写し
	・ 中古住宅の空き家期間証明書(リフォーム様式第4号)
※住宅状況調査を利用する場合は追加書類が必要になります。手続きを含め、最寄りの県地域振興局にお問い合わせ下さい。	
災害復旧 (持ち家)	・ 補助金交付申請書(様式第1-5号)
	・ 申請者と住宅居住者が異なる場合、居住者の住民票及び申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本(申請日前3ヶ月以内に発行のもの)
	・ 市町村長等が発行する被災を証する書面

## 完了の実績を報告するとき

共通	・ 完了実績報告書(リフォーム様式第3号)
	・ 工事を行った住宅部分の施工中・施工後の写真
	・ 建築基準法による確認済証を受けた工事にあつては検査済証の写し
	・ 工事内容の変更により、補助金額の変更が生じる場合は、工事請負変更契約書又は変更請書の写し、変更後の工事内訳明細書の写し、変更部分に係る工事着手前の写真
	・ 工事費用に係る領収書の写し
	・ 補助金交付請求書(共通様式第4号)
	・ リフォーム等工事後に転居する場合は、転居後の住民票謄本
	・ その他知事が必要と認める書類
	※住宅状況調査を利用する場合は追加書類が必要になります。

## 完了実績報告書の提出期限:令和3年3月18日(厳守)

申請・問い合わせ先(受付9:30~16:15) ※市町村の住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。

鹿角地域振興局建築課 TEL 0186-23-2311

由利地域振興局建築課 TEL 0184-27-1777

北秋田地域振興局建築課 TEL 0186-63-2531

仙北地域振興局建築課 TEL 0187-63-3124

山本地域振興局建築課 TEL 0185-52-6103

平鹿地域振興局建築課 TEL 0182-32-6207

秋田地域振興局建築課 TEL 018-860-3491

雄勝地域振興局建築課 TEL 0183-73-6166

**地震** に対するご自宅の  
備えは十分ですか?

市町村(一部を除く)では耐震診断費用等への補助を実施しております。  
お住まいの市町村へお問い合わせください。



県リフォーム事業HP